

中小企業活路開拓調査・実現化事業における
圧縮記帳の考え方について

平成 28 年 6 月 13 日

中小企業庁経営支援課

中小企業活路開拓調査・実現化事業は、国からの補助金を原資として、全国中小企業団体中央会から間接補助事業者に対して交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではないため、法人税法第 42 条に規定する国庫補助金等に該当するか、質問が寄せられました。

これに対して、今般、当該補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については圧縮記帳が認められる旨を国税庁に確認しておりますことを周知します。